

介護保険事業（支援）計画

令和元年9月13日
厚生労働省老健局

今後の検討の視点

- 介護保険部会においては、本年2月以降、以下の検討テーマについて幅広く議論を進めてきた。前回（8月29日）の部会においては、これまでの議論等を踏まえて、各事項について今後の検討方針を提示したところ。

【検討事項】

- ・介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）
 - ・保険者機能の強化（地域保険としての地域の繋がり機能・マネジメント機能の強化）
 - ・地域包括ケアシステムの推進（多様なニーズに対応した介護の提供・整備）
 - ・認知症「共生」・「予防」の推進
 - ・持続可能な制度の再構築・介護現場の革新
- 介護保険事業は、保険者である市町村が介護保険事業計画に基づき運営を行い、また、都道府県が介護保険事業支援計画に基づき市町村支援を行っている。各テーマに係る取組を地域で計画的に推進していく上では、介護保険事業（支援）計画が重要な役割を果たすこととなる。このため、今後は、各検討テーマについて、介護保険事業（支援）計画との関係も踏まえながら、議論を深めていく。

現状

1. 介護保険事業（支援）計画

- 市町村は、保険給付の円滑な実施のため、3年間を1期とする介護保険事業計画を策定し、当該計画に基づき介護保険事業を運営している。また、都道府県は、3年間を1期とする介護保険事業支援計画を策定し、当該計画に基づき市町村の支援を行っている。
- ※ 国（厚生労働大臣）は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定め、市町村・都道府県は基本指針に即して計画を策定。
- 平成29年の介護保険制度改正においては、介護保険事業（支援）計画に関して、
 - ・高齢者の自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化の推進（データに基づく課題分析・対応、適切な指標による実績評価、インセンティブ付与 等）
 - ・地域共生社会の推進
 - ・平成30年度から計画作成・見直しのサイクルが一致となる医療計画との整合性の更なる確保
 - ・介護を行う家族への支援や虐待防止対策の推進
 - ・「介護離職ゼロ」に向けた、介護をしながら仕事を続けることができるようなサービス基盤の整備等の観点から見直しを行い、市町村・都道府県において、これらを踏まえた第7期介護保険事業（支援）計画（計画期間：平成30年度～令和2年度）が策定され、同計画に基づき取組が進められている。

現状

2. 第7期介護保険事業（支援）計画の状況

（計画の記載事項）

- 市町村が策定する第7期介護保険事業計画については、以下について記載することとされている。

【基本的記載事項】

- ・各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
- ・各年度における地域支援事業の量の見込み
- ・被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組及び目標 等

【任意的記載事項】

- ・地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項
（在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進、地域ケア会議の推進、高齢者の居住安定に係る施策との連携）
- ・各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込み量の確保のための方策
- ・各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込み量の確保のための方策
- ・介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項
- ・介護給付等対象サービスの種類ごとの量・要する費用の額、地域支援事業の量・要する費用の額、保険料の水準に関する中長期的な推計（2025年度の推計）

現状

- また、都道府県が策定する第7期介護保険事業支援計画については、以下について記載することとされている。

【基本的記載事項】

- ・各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
- ・市町村が行う被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組への支援に関する取組及び目標 等

【任意的記載事項】

- ・地域包括ケアシステム構築のための支援に関する事項
（在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進、地域ケア会議の推進、介護予防の推進、高齢者の居住安定に係る施策との連携）
- ・介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項
- ・地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上に資する事業に関する事項
- ・介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項
- ・介護サービス情報の公表に関する事項 等

（基盤・サービス整備、地域支援事業の見込み）

- 第7期介護保険事業計画における介護給付等対象サービスの量の見込みは、平成29年度実績値に対して令和2年度で在宅サービスが約10%増加（特に、小規模多機能型居宅介護（約32%）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（約84%）、看護小規模多機能型居宅介護（約172%）といった地域密着型サービスの増加が大きい）、居住系サービスが約17%増加、施設サービスは約10%増加となっている。
- また、地域支援事業の量（費用）の見込みは、令和2年度が介護予防・日常生活支援総合事業費4103億円、包括的支援事業・任意事業費2296億円、合計で6399億円となっている。

現状・課題

（自立支援・重度化防止、介護給付の適正化の取組・目標）

- 第7期介護保険事業計画で新たに記載することとされた、市町村の自立支援・重度化防止の取組と目標については、例えば、①「介護予防の推進」という目標に対して、住民主体の「通いの場」の立ち上げ強化のために研修会の実施や補助金の創設を実施、また、②「自立支援型のケアマネジメントの充実」という目標に対して、専門職が参画する地域ケア会議を実施する等、各市町村において設定された取組・目標について実施されているところ。
- また、都道府県の自立支援・重度化防止の市町村支援の取組と目標については、例えば、①「介護予防及び地域リハビリテーションの推進」という目標に対して、市町村に対して地域づくりアドバイザーを派遣するなど住民主体の「通いの場」立ち上げの支援、また、②「地域ケア会議の機能向上の推進」という目標に対して、自立支援型地域ケア会議を推進するために地域ケア会議参加対象者向けに実践研修の実施による支援を行う等、各都道府県において設定された取組・目標について実施されているところ。

3. 介護保険制度を取り巻く環境の変化と課題

- 今後は、高齢化の進展に加え、世帯構造の変化（単身世帯、高齢者のみ世帯の増加）が並行して進み、団塊の世代が75歳以上となる2025年、さらには団塊ジュニア世代が65歳以上となり高齢人口がピークを迎える2040年に向けて、介護サービス需要が更に増加、多様化していくことが見込まれる。
- 高齢化の進展・度合いに関しては、2025年にかけて、75歳～84歳、85歳以上高齢者の実数は全ての都道府県において増加するが、
 - ・大都市圏においては、介護サービスの利用が急増する85歳以上高齢者割合は低いが、その実人数は大きく増加
 - ・大都市圏以外の地域においては、85歳以上高齢者で見ると高齢化のペースはやや鈍化する傾向。中山間地域においては人口減少に転じる地域もあるなど、地域差があり、この点を踏まえた対応が課題となる。
- また、2025年以降は現役世代（担い手）の減少が顕著となり、2040年に向けて、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保が大きな課題となる。

取組の方向性

4. 第8期介護保険事業（支援）計画における取組の方向性

- 第6期介護保険事業（支援）計画（計画期間：平成27年度～平成29年度）及び第7期介護保険事業（支援）計画においては、団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望して、中長期的な視点に立った施策の展開を図ってきた。今後は、2025年にとどまらず、その先の2040年を展望して取組を進めることが必要。
- 介護給付等対象サービスの整備について、→ **本日の議題2**
 - ・介護サービスの基盤整備について、地域特性や高齢者向け住まい（有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅）の整備状況等も踏まえながら適切に進めていくことが必要。
 - ・地域の高齢者を支えるサービス整備について、地域特性等も踏まえながら、各サービスを適切に組み合わせて整備していくことが必要。
- 地域支援事業について、介護予防・健康づくりを推進するため、総合事業、一般介護予防事業、包括的支援事業等を効果的に推進していくことが必要。
- 第7期介護保険事業（支援）計画において、保険者機能の強化（データに基づく課題分析・対応、適切な指標による実績評価、インセンティブ付与 等）が図られているが、地域保険としての地域の繋がり機能・マネジメント機能の強化の観点から、更なる強化を図ることが必要。
- 新たに策定された認知症施策推進大綱等を踏まえて、認知症施策を総合的に推進していくことが必要。 → **本日の議題3**
- 足下の人手不足の状況や将来の現役世代人口の急減という新たな課題を踏まえ、介護人材の確保や介護現場の革新、介護現場の負担軽減を進めることが必要。